

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容		
① 佐野市白岩町	1331	所在	地番	林班	小班	<p>＜経営管理実施権が設定される場合＞</p> <p>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は道路等からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>＜経営管理実施権が設定されない場合＞</p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は道路等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
		野上M0104		1-1		
		野上M0104		1-2		
		野上M0104		2-1		
		野上M0104		2-2		
		野上M0104		2-3		
		野上M0104		2-4		

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座

